

用地調査等業務共通仕様書（別記10 附帯工作物調査算定要領） 新旧対照表

※下線部分が今回改正箇所

(新)	(旧)
<p>別記10 附帯工作物調査算定要領</p> <p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>(図面)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。 一から九まで (略)</p> <p>十 配置図は、<u>別記7</u>別添一の一木造建物調査積算要領〔<u>軸組工法</u>〕別添1木造建物図面作成基準（別表）、<u>別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1木造建物図面作成基準（別表）</u>又は別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。</p> <p>十一から十三まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>別記10 附帯工作物調査算定要領</p> <p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>(図面)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。 一から九まで (略)</p> <p>十 配置図は、<u>建物移転料算定要領（※）別添一</u>木造建物調査積算要領<u>別添1木造建物図面作成基準（別表）</u><u>別添一</u>又は別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。</p> <p>十一から十三まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>